

島原市立第四小学校「いじめ防止基本方針」

学校教育目標

やさしく 元気で 進んで学ぶ 杉谷っ子(タフな子)の育成

<「いじめ」とは>

いじめとは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

<いじめに関する基本的な考え方>

いじめは、「どの子にも起こり得るもの」「人権侵害であり人として決して許される行為ではない」「いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている」ことを、全職員が強く認識し、根絶に向けて保護者、地域住民、関係機関と連携を図りながら、教育活動を推進する。

いじめ対策委員会

- ・学校関係者
- ・外部専門家

○基本方針に基づく取組の実施 ○具体的な取組の作成・実行・検証・修正 ○いじめの相談・通報の窓口としての役割

○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめ情報に際し、緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

いじめの防止

早期発見

いじめに関する措置

重大事案に対する措置

- 校内指導体制の確立
 - ・一致団結した組織で対応
- 教師の指導力の向上
 - ・観察力や対応力の研修
- 人権意識と生命尊重の態度育成
 - ・全教育活動を通じた人権教育
- いじめを許さない強い心の育成
 - ・道徳教育の充実
- 子どもの自己肯定感の育成
 - ・子どもの居場所と出番
- 自己指導能力を高める活動推進
 - ・子ども主体の児童会活動
 - ・規範意識、思いやりの心の育成
- 基本方針の周知と取組の評価

- 教職員による観察や情報交換
 - ・報告メモの工夫
 - ・毎週の「生活指導会」
 - ・不定期の「校内委員会」
- 定期的アンケートや個人面談
 - ・いじめ・生活アンケート(毎月)
 - ・保護者いじめアンケート(年3回)
 - ・個人面談(随時、学期に1回)
- 情報の収集
 - ・学級学年部会
 - ・杉谷を愛する会
 - ・杉谷公民館
 - ・社会体育
- 相談体制の整備と相談機関の周知
 - ・学校相談窓口(養護教諭、教頭)及び学校外の相談機関の周知、広報

- いじめの事実調査
 - ・被害者、加害者、目撃者からの聞き取り調査 アンケート
- 被害児童・保護者への支援
 - ・心のケア。様々な弾力的措置。
 - ・家庭訪問等での正確な情報伝達及び対応の共有
 - ・外部専門家との面談等
- 加害児童・保護者への助言
 - ・再発防止措置。毅然とした対応
 - ・正確な情報の伝達、継続的指導
- 集団への働きかけ
 - ・観衆や傍観者への指導
- 継続的な観察・指導

- 重大事案とは**
 - ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・相当期間、子どもが学校を欠席せざるを得ない疑いがある場合
- 市教育委員会へ概要報告
 - ・市教委判断による「重大事案」としての措置決定
- 市教委主導による調査、対応
- 被害児童・保護者への対応
 - ・学習の保証・精神的ケア等
- 加害児童・保護者への対応
 - ・出席停止を含めた毅然とした対応
- 他の児童・保護者への対応

家庭 ・ 地域	<p>◎ いじめ問題は、学校だけでは解決できない場合が多いことから、必要な情報を保護者や育友会等に提供し、学校・家庭・地域が、一体となって、いじめを許さない環境を整える。</p> <p>【保護者】生命尊重、善悪の区別、思いやりの心を育む取組</p> <p>【育友会】いじめ防止に親としてできることの策定(全学級部会)と実践、考察</p> <p>【杉谷を愛する会】いじめ防止に地域でできることの策定、実践</p>
---------------	---

関係機関	<p>◎ いじめの防止・対応等は学校だけでできるものではなく、関係機関と情報交換等、密な連携を図りながら、実効的な取組を行う。</p> <p>【市教育委員会】報告・連絡・相談・確認 SSWの派遣要請</p> <p>【第一中学校】情報交換と情報提供 SCの派遣要請</p> <p>【島原警察署】いじめ問題情報の提供、通報、相談等</p> <p>【市こども課・家庭児童相談室】【市少年センター】【児童相談所】情報提供、収集、相談、ケース会議の開催、家庭訪問等の依頼</p>
------	--